

# 申入書

2023年3月16日

株式会社 Crea 御中  
代表取締役 岡 大貴 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880

H P : <https://okayama-con.net/>

## 1 はじめに

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人のホームページをご参照ください）。

この度、貴社が運営するウェブサイトにおいて取り扱っている商品（Silky Clear ミルラ、以下「本件商品」といいます。）に際し、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）に違反するのではないかと考えられる表示等が行われているため、以下のとおり申し入れをさせていただいた次第です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、貴社のご見解について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを予め申し添えます。

なお、貴社に対しては、上記とは別に2023年2月7日付で当法人から別途、景品表示法に関する申入書を送付させていただいたところ、同年3月2日付で回答書を受領しております。同回答書の内容については現在、当法人において検討中ですので念のため申し添えます。

## 2 本件商品に関する売買契約申し込み画面について

当法人が確認したところ、SNSにおけるスポンサー広告を経由してスマートフォン上で

本件商品の売買契約を締結しようとした際、注文直前の最終確認画面において別紙1のような表示がなされています（なお、別紙1の表示が注文直前の最終確認画面であることは別紙1記載の「ご注文完了へ」のボタンを押すことで別紙2のとおり注文が完了となることから明らかです。）。

### 3 特商法第12条の6に違反する表示がなされていること

#### (1) 特商法の規定について

特商法第12条の6は以下のとおり規定しています（一部省略しています。）。

（特定申込みを受ける際の表示）

第12条の6 販売業者…は、…当該販売業者…若しくはそれらの委託を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み（以下「特定申込み」と総称する。）を受ける場合には、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該売買契約に基づいて販売する商品…の分量
  - 二 当該売買契約…に係る第11条第1号から第5号までに掲げる事項
- 2 販売業者…は、特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる表示をしてはならない。
- 一 …当該手続に従った情報の送信が通信販売に係る売買契約…の申込みとなることにつき、人を誤認させるような表示
  - 二 前項各号に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示

また、特商法第11条は以下のとおり規定しています

#### 第11条

…柱書省略…

- 一 商品…の販売価格…（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品…の代金…の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期…
- 四 商品…の売買契約…に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容
- 五 商品…の売買契約…の申込みの撤回又は解除に関する事項（第15条の3第1項ただし書に規定する特約がある場合にはその内容を、第26条第2項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項を含む。）

特商法第 12 条の 6 の趣旨は、インターネット等をもちいた通信販売の申込みの意思表示を行う画面において、消費者が必要な情報につき一覧性をもって確認できるようにするとともに、不当な表示が行われないように規制することにあります。

そして、上記規定に違反して必要な事項を表示しないことなどにより消費者が誤認をし、それによって契約申し込みの意思表示をしたときはその意思表示を取り消すことができる（特商法第 15 条の 4）とされ、また、適格消費者団体は、特商法第 12 条の 6 に規定する表示に違反する表示がなされている場合、当該表示の停止等を求めることができることとされています（特商法第 58 条の 19 第 2 号又は第 3 号）。

(2) 本件表示が特商法に違反することについて

これを別紙 1 の表示についてみると、商品代金である 499 円の表示はなされているものの 2 回目以降の分量及び代金については一見して記載がなく、わざわざ消費者がスクロールしなければ表示されない仕様となっています（別紙 1 の赤枠の箇所をスクロールしてはじめて定期購入であることが表示されています。）。

このような表示はそもそも特商法第 12 条の 6 第 1 項が求める表示がなされているのか非常に疑わしいものといえますが、少なくとも当該表示を見た消費者に対し誤認を生じさせる可能性の極めて高いものといわざるをえません。すなわち、当該表示を閲覧した消費者は、本当は注文により成立する契約が定期購入契約であるにもかかわらず、注文により購入する商品は本件商品 3 パックのみであり、かつ、料金も商品代金 499 円のみを負担するものと理解し、2 回目以降の商品の発送がなされない単発の契約であるとの誤信を抱くものであるといえます。

したがって、別紙 1 記載の表示は特商法第 12 条の 6 第 2 項第 2 号に違反していると考えます。

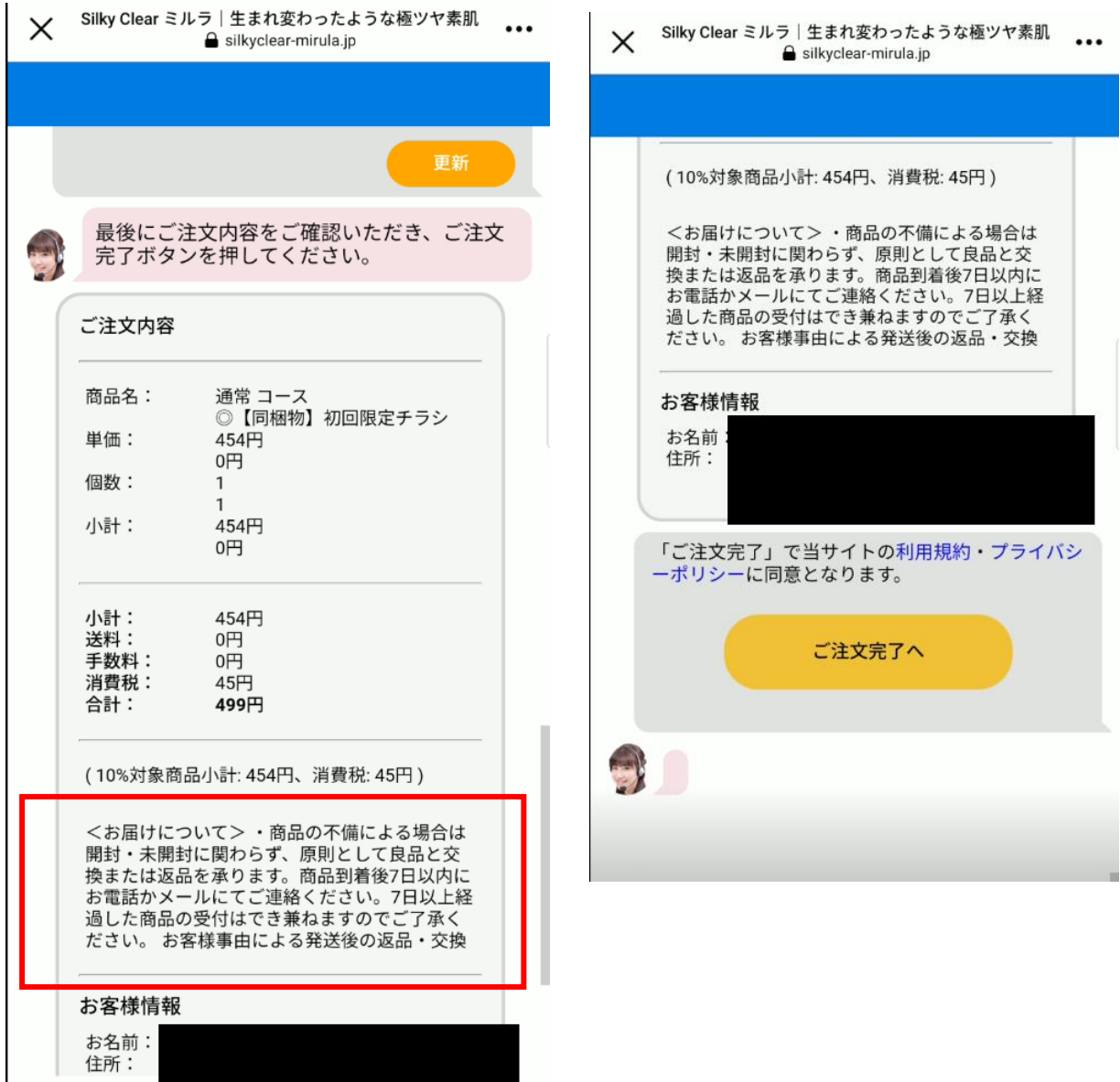
4 申入れ

したがって、当法人は、特商法第 58 条の 19 第 3 号ロに基づき別紙 1 記載の最終画面表示を使用することの停止を求めます。

以上

別紙1

1 スクロールされていない状態の表示



※赤線で囲まれた部分はスクロール可能となっており、消費者において自らスクロールした場合に限り定期購入契約である旨が表示される仕様となっている。スクロール後の表示は次ページ参照。

## 2 スクロールした場合の表示

Silky Clear ミルラ | 生まれ変わったような極ツヤ素肌  
silkyclear-mirula.jp

30秒でカンタン入力!  
お手軽注文はこちらから!

小計	454円
送料	0円
手数料	0円
消費税	45円
合計	499円

(10%対象商品小計: 454円、消費税: 45円)

本商品と自動配送の定期コースをご利用いただけます。  
＜本コースについて＞ \*本コースは定期購買になります。  
・初回の発送は商品代金499円(税込)、送料無料のお支払いでお届け致します。  
・初回1セット(30ml×4枚)、2回目以降3セット(30ml×12枚)を自動配送する定期コースです。  
・2回目以降初回購入の10日後、2回目以降28日毎

お客様情報

お名前: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]

「ご注文完了」で当サイトの利用規約・プライバシーポリシーに同意となります。

ご注文完了へ

× Default Title  
silkyclear-mirula.jp

## まもなくリダイレクトされます

### ご注文完了画面

ご注文完了

ご注文ありがとうございました

ご登録いただいたメールアドレス宛に、後ほど注文メールをお送りいたします。  
ご注文内容にお間違いがないかご確認ください。

※ 注文処理状況によりメールの送信が遅れる場合がございます。

※ 万が一、メールが届かない場合、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性があります。  
迷惑メールフォルダ等をご確認ください。

ご不明点がありましたら、以下のメールアドレスまでお問い合わせください。  
Mail: info@silkyclear-mirula.jp

ご注文情報

ご注文番号